

個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

制定 平成17年4月1日

改定 平成28年3月1日

改正 平成29年8月1日

改正 平成30年3月1日

改正 平成31年3月1日

改正 令和元年8月1日

改正 令和2年2月1日

改正 令和4年4月1日

北海道電力健康保険組合（以下「組合」という。）は、加入者の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号などのほか、適用関係情報（資格の得喪、標準報酬情報等）、現金給付関係情報（埋葬・分娩、出産・傷病手当金等、一部負担還元金・付加給付を含む）、レセプト関係情報（医療費、受診・治療情報等）、健康診査関係情報（健診データ等）、健康管理に関する情報などの個人情報（特定の個人を識別できる情報）について、以下の方針で取り扱います。

1. 個人情報の管理と保護

（1）個人情報の保護に関する組合の「個人情報保護管理規程」を制定するとともに、個人情報保護法、番号法および関係する法令等を遵守します。

（2）次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に努めます。

〔1〕個人情報保護管理責任者の選任による責任の所在の明確化

〔2〕個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤用等を防止するための厳重なセキュリティー対策の実施

〔3〕安全な環境下で管理するための個人情報データベースへのアクセス制限の実施

〔4〕個人情報の保護についての職員教育の徹底

2. 個人情報の利用

（1）組合は加入者から提供いただいた個人情報を別表2で示す利用目的のためのみ使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。

（2）組合はあらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意の有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き提供いたしません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号）第27条第1項各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります

3. 個人情報保護管理体制及び仕組みの継続的改善

- (1) 組合は、組合の個人情報データベースに保管されている加入者の個人情報をできる限り正確、完全、最新に保つために、加入者からの請求により、速やかに訂正等を行います。
- (2) 組合は加入者の個人情報の取り扱いに関係する法令その他の規範を遵守するとともに、個人情報保護ポリシーを継続的に見直し改善に努めます。

4. 組合が取り扱う個人情報の内容（範囲）とその利用目的

- (1) 組合が取り扱う個人情報は別表1の通りです。
- (2) その利用目的は別表2の通りです。

5. 組合外への提供

(1) 委託について

組合は、上記「利用目的」を達成する範囲において、業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託し、その委託先に対して、必要な個人情報を提供することがありますが、この場合、当該委託先に対して、提供した個人情報の管理、業務完了後の適切な返還・廃棄等について必要かつ適切な措置を講ずるよう監督します。委託先は別表3の通りです。

(2) 共同利用事業について

組合は、「北海道電力（株）」および「北海道電力ネットワーク（株）」ならびに「健康保険組合連合会」との間で、被保険者、被扶養者の個人データを共同利用します。共同利用する個人情報等は別表4の通りです。

6. 事前の同意をいただくべき事項

以下の場合には、組合および事業主の事務負担が膨大になるのを防ぐため、加入者個人の個別同意をいただかないで実行いたします。

- (1) 高額療養費給付金を事業主経由で支給すること。
- (2) 組合が行う各種給付金、補助金等を事業主経由で支給すること。
- (3) 医療費のお知らせを被保険者及び被扶養者を含めた家族（世帯）単位で行うこと。また、保険給付決定通知を医療費のお知らせと一体化して、事業主経由で通知すること。なお、健診・インフルエンザ等の費用補助申請の結果通知および支給については、保険給付と合わせて処理を行います。
また、審査支払機関の診療報酬の審査により、医療費の額に減額査定があった場合、査定額に係る自己負担額が一万円以上となるものについて、被保険者に対し通知（社内便・親展扱い）を行います。
- (4) 機関誌および啓発資料等を自宅に送付すること。

- (5) 健康診断事業（特定健康診査、家族健康診断A、フォローアップ健診）については、事業主と共同で実施し、被保険者（被扶養者）の健康づくりに役立てています。健康診断の検査項目に含まれている特定健康診査の結果数値および問診票の回答データにつきましては、健康保険組合が委託健診機関より直接受け取り、健診後の保健指導、統計資料作成等の健康づくりに活用させていただきます。また、保健指導対象者判定のため、特定保健指導階層化判定一覧表を事業主の各事業所の産業医、保健師等の医療職へ委託健診機関より提供し、各事業所の医療職は保健指導対象者を健康保険組合へ通知します。健康診断事業に関するデータ取扱者は、当健康保険組合保健事業担当者および事業主の産業医、保健師等の医療職に限定され、健康診断事業のデータ管理責任者は、当組合個人情報取扱責任者 常務理事、事業主従業者情報管理責任者 人事労務部長となります。
- (6) データヘルス計画に基づき、事業主と共同でまたは事業主が特定保健指導等（医療機関への受診勧奨）を実施することを目的に、健保組合が医療機関の受診の有無をレセプトデータにより把握し、事業主の求めに応じて当該情報を事業主の産業医、保健師等の医療職に提供します。
- (7) 健康保険組合連合会との共同事業として実施されている「高額医療に関する交付金交付事業」の申請のために、診療報酬明細書（レセプト）の画像データまたはコピーと記号・番号・患者氏名・性別・本人家族別・入院外来別・診療年月・決定点数・請求金額データが健保連に提出されます。
- なお、任意継続者につきましては（1）～（2）の給付に関しては届出口座に振り込み、（3）は届出住所に郵送となります。

以上7点について疑義のある方は組合までお申し出ください。

7. 組合で実施する安全管理対策

組合では、個人情報保護ポリシーに基づき、個人情報保護管理責任者を任命し、個人情報保護管理規程を定め、個人情報の保護に万全を期します。

- (1) パソコン等のセキュリティー対策を高めるため、システム等運用管理規程を定めます。
- (2) 紙資料上の個人データの物理的管理を徹底します。また、その廃棄についても万全を期します。
- (3) 個人情報を取り扱う人的管理として、就業規則の整備、採用時契約における守秘義務の明確化、退職後の秘密保持継続等の規程を完備します。加えて、役職員に対する継続的な教育・研修を実施して個人情報保護の意識高揚を図ります。
- (4) 個人情報保護管理責任者のもとに組織、体制を整備して個人情報保護が継続して徹底されるよう図ります。また、万が一個人情報漏洩時の対処法も整備して、被害の拡大を防ぎます。

8. 問い合わせ

個人情報に関する取り扱いおよび管理についてのお問い合わせは、下記記載の当組合窓口に申し出てください。

窓口：北海道電力健康保険組合

T E L . 011-251-4237

【受付時間】9：00～17：00（土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く）